

## 自立支援教育訓練給付金事業

創設：平成15年度  
支給件数：2,145件（平成21年度）  
就職件数：1,282件（平成21年度）  
目標：平成26年度までに全都道府県・市・  
福祉事務所設置町村で実施  
（子ども・子育てビジョン）

母子家庭の自立を促進するため、雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母が、教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部（受講料の2割相当額（上限10万円））を支給する。

### (1) 対象者

母子家庭の母であって、次の全ての要件を満たす方

- ア 児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にあること
- イ 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- ウ 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して、当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

### (2) 対象となる講座

実施主体である「都道府県・市・福祉事務所設置町村」の長が指定

- ア 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
- イ 就業に結び付く可能性の高い講座
- ウ 都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座

### (3) 支給額

対象講座の受講料の2割相当額（上限100,000円）。ただし、2割相当額が4,000円を超えない場合は支給しない。